令和2年3月

軽度者に対する 福祉用具貸与の 例外給付に係る 取扱いについて

給付のための確認フロー

会津若松市高齢福祉課介護保険給付グループ

目次

1. 軽度者に対する福祉用具貸与の取扱い	1
2.貸与対象外種目	1
3. 「認定調査票(基本調査)」の直近の結果が例外給付に該当する場合.	
4.「認定調査票(基本調査)」の直近の結果が例外給付に該当しない場合	≙ 2
軽度者の例外給付貸与確認申請手順	3
確認の判断基準	4
確認の有効期間	5
軽度者の例外給付貸与確認申請の再申請について	6
5.各種目の「貸与が認められる状態像」と確認フロー	7
ア. 車いす及び車いす付属品	7
イ. 特殊寝台及び特殊寝台付属品	8
ウ. 床ずれ防止用具及び体位変換器	9
工. 認知症老人徘徊感知機器	10
オ. 移動用リフト(つり具の部分を除く)	12
カ. 自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引するものを除く)	
6. 必要性の検証	16
7	16

1. 軽度者に対する福祉用具貸与の取扱い

要支援1、要支援2及び要介護1の方は、その状態像から見て使用が想定されにくい一部の福祉用具種目(車いす等)の貸与費について、原則として介護報酬を算定できません。また、自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)については、要介護2及び要介護3の方であっても原則として介護報酬を算定できません。ただし、様々な疾患等によって厚生労働省の示した状態像に該当する方については、例外的に福祉用具貸与費の算定が可能となります。(以下、「例外給付」といいます。)

なお、例外給付の対象となりうる方は重度の疾病等を持つ方で、軽度者でこの状態に該当する方は非常にまれであると考えられます。軽度者に対し福祉用具貸与の例外給付を行うにはケアマネジャー又は地域包括支援センター担当職員(以下「ケアマネジャー等」といいます。)が利用者の状態像及び福祉用具貸与の必要性を慎重に精査し、適切なケアマネジメントを行うことが必要です。

更に、軽度者の例外給付申請をされる際には、利用者の状態及び福祉用具の必要性を精査・熟考のう え判断し申請書を提出してください。

2. 貸与対象外種目

●要支援1、要支援2、要介護1の方

- ア 車いす及び車いす付属品
- イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品
- ウ 床ずれ防止用具及び体位交換器
- 工 認知症老人徘徊感知機器
- オ 移動用リフト(つり具の部分を除く)

●要支援1、要支援2、要介護1、要介護2、要介護3の方

カ 自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)

3. 「認定調査票(基本調査)」の直近の結果が例外給付に該当する場合

例外給付により貸与が認められる利用者の状態像は、「認定調査票(基本調査)」の直近の結果*1により判断します。利用者の状態像が各種目の「貸与が認められる状態像」*2に該当する場合は、サービス担当者会議等を通じた適切なマネジメントによりケアマネジャー等が福祉用具の必要性を判断します。よって、市への申請手続きは不要です。

なお、<u>サービス担当者会議の記録や認定調査票の写し、主治医の意見書等、給付対象であると判断した根拠となるものについては、記録、保管してください。(介護給付適正化に係る介護報酬請求の内容</u>確認の際に書類の提出を求める場合があります。)

※1「要介護認定等基準時間の推計の方法」(平成11年厚生労働省告示第91号) 別表第1の調査票のうち基本調査の直近の結果

4. 「認定調査票(基本調査)」の直近の結果が例外給付に該当しない場合

各種目の「例外給付により貸与が認められる利用者の状態像」に利用者の状態像が該当しないが、下記の表1「福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像確認表」に該当し、<u>次の3つの要件をすべて</u>満たすことで、例外的に福祉用具貸与の算定が可能となります。

※3つの要件

- 1. ケアマネジャー等が医師の医学的な所見に基づき表1「福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像確認表」に示す状態像(i・ii・ii)のいずれかに該当すると判断していること
- 2. ケアマネジャー等がサービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸 与が特に必要であると判断していること
- 3. 上記の「1.」「2.」について、会津若松市に<u>「介護保険 福祉用具貸与例外給付確認申請書」及び、その他書面等を提出</u>し確実な方法により確認を受けること

※提出書類

- 1) 介護保険 福祉用具貸与例外給付確認申請書
- 2) 医学的な所見の確認書類

次のうちいずれかを提出

- · 主治医意見書
- ・診断書(主治医連絡票含む)
- ・担当介護支援専門員が医師に聴取した所見の記録 (聴取日時・方法・内容・医師名が必要)
- 3) サービス担当者会議等の計画に関する資料
 - ・ 要介護の場合:居宅サービス計画書第1表~第5表
 - ・ 要支援の場合:介護予防支援に係る関連様式、介護予防支援経過記録

※表1「福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像確認表」

福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像	例
i)疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に各種目の「貸与が認められる状態像」に該当する者	パーキンソン病の治療薬 による、ON・OFF 現象
ii)疾病その他の原因により、状態像が急速に悪化し、短時間のうちに頻繁に各種目の「貸与が認められる状態像」に該当に至ることが確実に見込まれる者	がん末期の急速な状態悪化
iii)疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重 篤化の回避等医学的判断から、各種目の「貸与が認められる状態 像」に該当すると判断できる者	ぜんそく発作等による呼 吸不全

軽度者の例外給付貸与確認申請手順

ケアマネジャー等は下記の手順に沿って、利用者の状態像の確認や、サービス担当者会議を開催し、 当該利用者が福祉用具の例外給付が特に必要なのか判断します。必要と判断された場合、<u>事前に高齢福</u> 社課福祉用具担当者(以下「担当者」)へ相談の上、「介護保険 福祉用具貸与例外給付確認申請書」を 提出し、軽度者の福祉用具貸与の例外給付が必要と判断されたのち、福祉用具を貸与します。

1. 利用者の状 態確認及び アセスメント の実施

・ケアマネジャー等はアセスメントの実施及び主治医意見書等を参考にして、利用者の状態が表1「福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像確認表」の状態像に該当する可能性があるか、福祉用具貸与が適当かを判断します

2. 医学的所見 の確認

- ・ケアマネジャー等はアセスメントにより福祉用具貸与が適当と考えた場合、医師の意見(医学的な所見)を照会し、利用者の状態が表1「福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像確認表」に該当することを確認します
- ・主治医意見書、診断書、聴取等確認方法は問いませんが、聴取により照会する際は、<u>聴取記禄を作成し、聴取日時、医師名、状態像の具体的内容、必要と考えられる福祉用具の種目等を明確に記載</u>してください

3. サービス担 当者会議の 開催

・主治医より福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像に該当すると所見が示された場合、サービス担当者会議を開催し、適切なケアマネジメントにより福祉 用具貸与が、特に必要であるかどうかを判断します

4. 高齢福祉課へ事前相談

·ケアマネジャー等はサービス担当者会議において検討されたことを基に、担当者 へ事前に検討内容や状態像を相談します

5.「介護保険 福祉用具貸与 例外給付確認 申請書」の 提出

・ケアマネジャー等はサービス担当者会議を開催し、利用者に対し特に福祉用具貸与が必要であると結論づけ担当者へ事前相談した後、会津若松市に「介護保険福祉用具貸与例外給付確認申請書」とその他提出書類を提出します

6. 高齢福祉課での確認

- ・担当者は提出された書類の内容を確認し、必要書類が揃っているか、適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与の必要性を確認しているか、状態像は該当しているか等を確認します
- ・担当者は審査結果を「介護保険 福祉用具貸与例外給付判断等確認書」に記載し ケアマネジャー等に通知します

7. 福祉用具 貸与の実施

- ·ケアマネジャー等は「介護保険 福祉用具貸与例外給付判断確認書」により福祉 用具貸与が可能と確認できた場合、ケアプラン(介護予防プラン)を確定します
- ・福祉用具貸与事業者は利用者の状態像に適した福祉用具を保険給付対象として貸 与します

確認の判断基準

「介護保険 福祉用具貸与例外給付確認申請書」と提出書類の中で、下記に該当する帳票に必要事項が記載されているか確認し、①②③全てが書面で確認できれば、軽度者の福祉用具貸与の例外給付が必要と判断されます。

<u>いずれか一つでも確認できない場合</u>は、軽度者の福祉用具貸与の例外給付には<u>該当しないと判断されます。</u>

確認帳票及び確認内容			
	確認帳票	介護保険 福祉用具貸与例外給付確認申請書	
1	確認内容	・申請書に必要事項が記載されているか ・本人の同意があるか	
	確認帳票	・主治医意見書 ・医師の診断書等(主治医連絡票を含む) ・医師からの所見を聴取した記録(聴取日時・方法・内容・医師氏名が必要) 上記のいずれかを提出	
2	確認内容	・医師の氏名 ・医師の意見(医学的な所見) ・表 1 「福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像」(i)(ii)(ii)のいずれかに該当する状態か ・当該福祉用具貸与種目が特に必要な理由 が記載されているか	_ _ _
	確認帳票	要介護の場合: 居宅サービス計画書 第1表~第3表・第4表・第5表 ※第5表については、下記の確認内容がわかる部分のみ提出 ※サービス担当者会議に係る照会をした場合は、照会の内容がわかる書類も提出 要支援の場合: 介護予防サービス・支援計画表 第1表 介護予防支援経過記録(サービス担当者会議の要点を含む) ※サービス担当者会議に係る照会をした場合は、照会の内容がわかる書類も提出	
3	確認内容	・アセスメント実施日 ・当該福祉用具貸与種目が特に必要な理由 ・主治医の意見等の照会日(聴取日) ・サービス担当者会議実施日等 ・開催日(照会日、回答日) ・出席者(回答者) ・福祉用具貸与の例外給付についての検討内容(照会内容、回答内容) ・福祉用具貸与の例外給付についての結果 等が記載されているか	

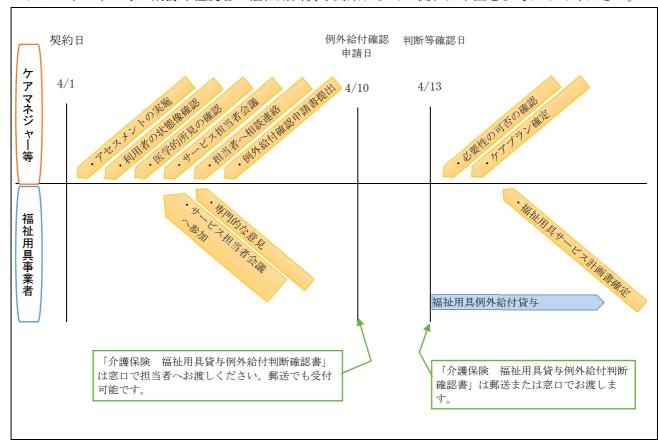
確認の有効期間

「介護保険 福祉用具貸与例外給付確認申請書」は、当該福祉用具の<u>利用開始希望日以前に提出</u>していただき、「介護保険 福祉用具貸与例外給付判断確認書」の判断結果をもって福祉用具貸与が開始されることを原則としますので、確認後の開始日・確認の有効期間は、下記のとおりとします。

確認の有効期間	
開始日	「介護保険 福祉用具貸与例外給付判断確認書」に記載
終了日	現在の介護保険証(要介護度)の有効期間終了日まで

また、市が緊急時・やむを得ない事情等と認める場合はこの限りではありませんので、担当者までご相談ください。

ケアマネジャー等の業務や軽度者の福祉用具貸与開始日までの流れは下図を参考にしてください。



軽度者の例外給付貸与確認申請の再申請について

更新申請や区分変更申請により、要介護度や有効期間に変更があった場合、例外給付による福祉用具貸与を受けるためには、「軽度者の例外給付貸与確認申請」の手順に従って再度手続きが必要になりますのでご注意ください。

①福祉用具の追加・変更が生じた時

・追加する福祉用具が軽度者の例外給付確認申請が必要な場合は、改めて申請が必要です。

②利用者の身体状況や介護状況に変化があり再度ケアプランを作成する時

・再アセスメントやサービス担当者会議を開催し利用者の状態像を把握し、軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付が必要と判断された場合は、再度「介護保険 福祉用具貸与例外給付確認申請書」を提出し、会津若松市の確認を受けてください。

③更新申請や区分変更申請し再度ケアプランを作成する時

- ・次の有効期間開始日までには、再アセスメントやサービス担当者会議を開催し利用者の状態像を把握し、軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付が必要と判断された場合は、再度「介護保険 福祉用具貸与例外給付確認申請書」を提出し、会津若松市の確認を受けてください。
- ・介護保険証を確認し、福祉用具貸与対象の要介護度であれば「介護保険 福祉用具貸与例外給付確認申請書」の提出は不要です。

※新規申請・区分変更申請中で福祉用具貸与の例外給付を暫定利用したい場合について

- ・新規申請時、暫定で介護保険サービスを利用する際は、その必要性や要介護度の見込み等について 適切にアセスメントすると共にサービス担当者会議等で検討し、利用者やそのご家族に対して十分 に説明をしてください(自己負担になるリスク等についても説明してください。)。
- ・介護保険の認定結果が確定する前に、明らかに軽度者の見込みで介護保険サービスを暫定利用する場合で、軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付が必要と判断された場合は、暫定プランをもって「介護保険 福祉用具貸与例外給付確認申請書」を提出してください。

5. 各種目の「貸与が認められる状態像」と確認フロー

「貸与が認められる状態像」に該当する場合は、サービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントによりケアマネジャー等が福祉用具の必要性を判断します。

「貸与が認められる状態像」に該当しない場合でも、種目によっては「介護保険 福祉用具貸与例外 給付確認書」等申請書の提出後福祉用具貸与の例外給付に該当する場合もありますので、確認フローの 手順に従って検討してください。

また、「介護保険 福祉用具貸与例外給付確認書」の提出等については、【4.「認定調査票(基本調査)の直近の結果が例外給付に該当しない場合】(25-35) を参考にしてください。

ア. 車いす及び車いす付属品

※2「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」(平成24年厚生労働省告示第95号第25号のイ)

 貸与が認められる状態像
 認定調査票の結果

 ◆次のいずれかに該当する人
 1-7「歩行」3. できない

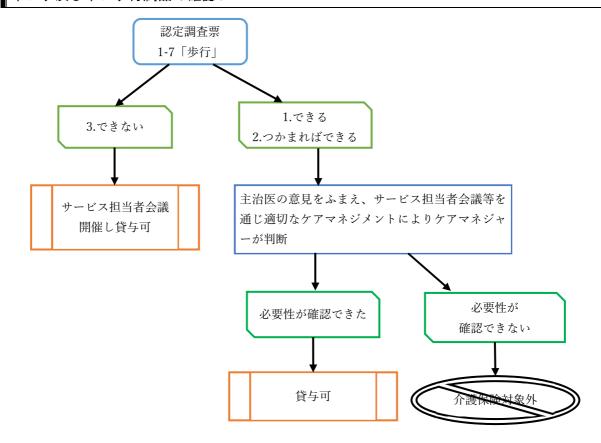
 (2) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められた人
 主治医の意見をふまえつつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによりケアマネジャーが判断する

 認定調査票の結果が「歩行ができる」で
 判断基準となる認定調査項目がないため、主治の医師から得た情報及

認定調査票の結果が「歩行ができる」で あっても、日常生活における移動の支援が 特に必要と認められる者としての判断はケ アマネジメントにより地域の実情等を含め 総合的に判断してください。 判断基準となる認定調査項目がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員等が参加するサービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントにより、ケアマネジャー等が判断します

「主治の医師から得た情報」は書面に限りませんが、連携不足とならないよう留意し、照会・回答内容について記録してください。

車いす及び車いす付属品の確認フロー

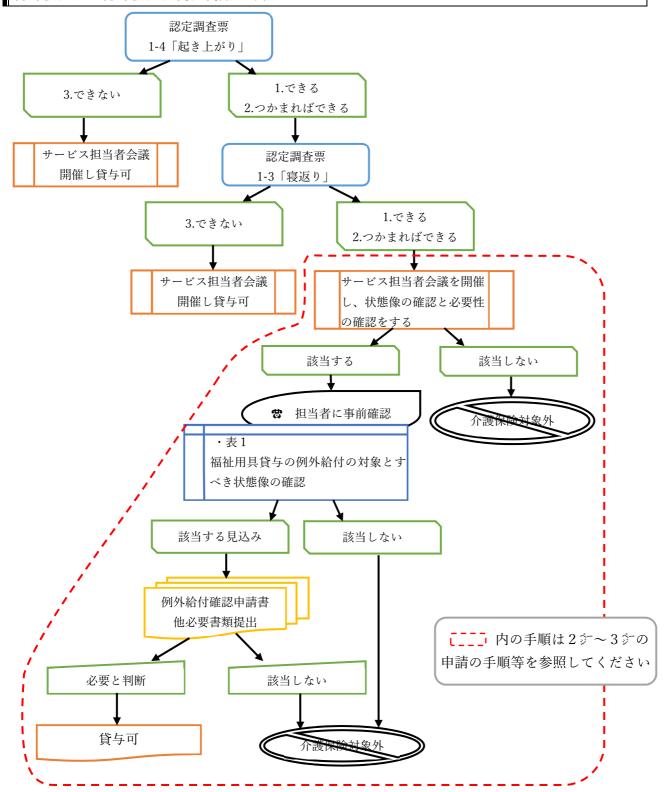


イ. 特殊寝台及び特殊寝台付属品

※2「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」(平成24年厚生労働省告示第95号第25号のイ)

貸与が認められる状態像	認定調査票の結果
◆次のいずれかに該当する人	
(1) 日常的に起き上がりが困難な人	1-4「起き上がり」3. できない
(2) 日常的に寝返りが困難な人	1-3「寝返り」3. できない

特殊寝台及び特殊寝台付属付属品の確認フロー

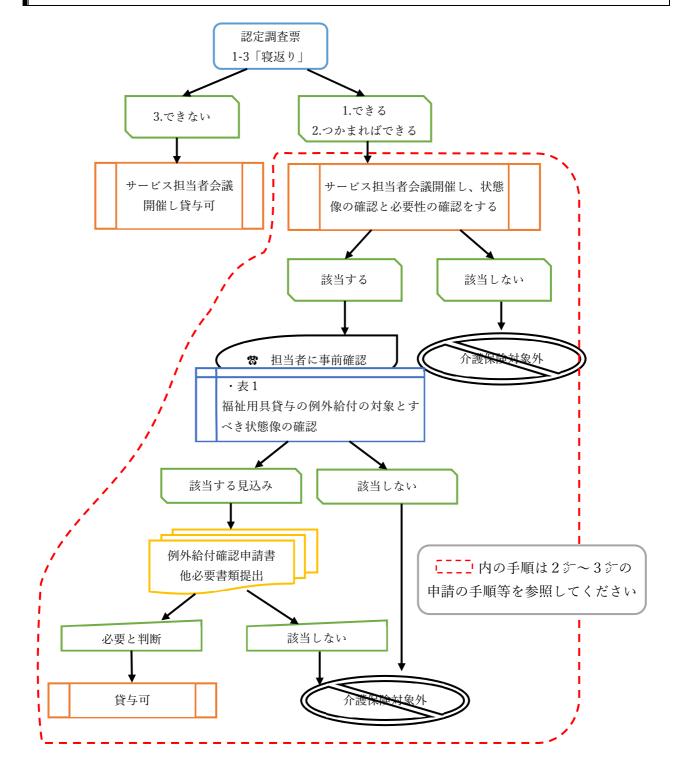


ウ. 床ずれ防止用具及び体位変換器

※2「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」(平成24年厚生労働省告示第95号第25号のイ)

貸与が認められる状態像	認定調査票の結果
◆次のいずれかに該当する人	
(1) 日常的に寝返りが困難な人	1-3「寝返り」3. できない

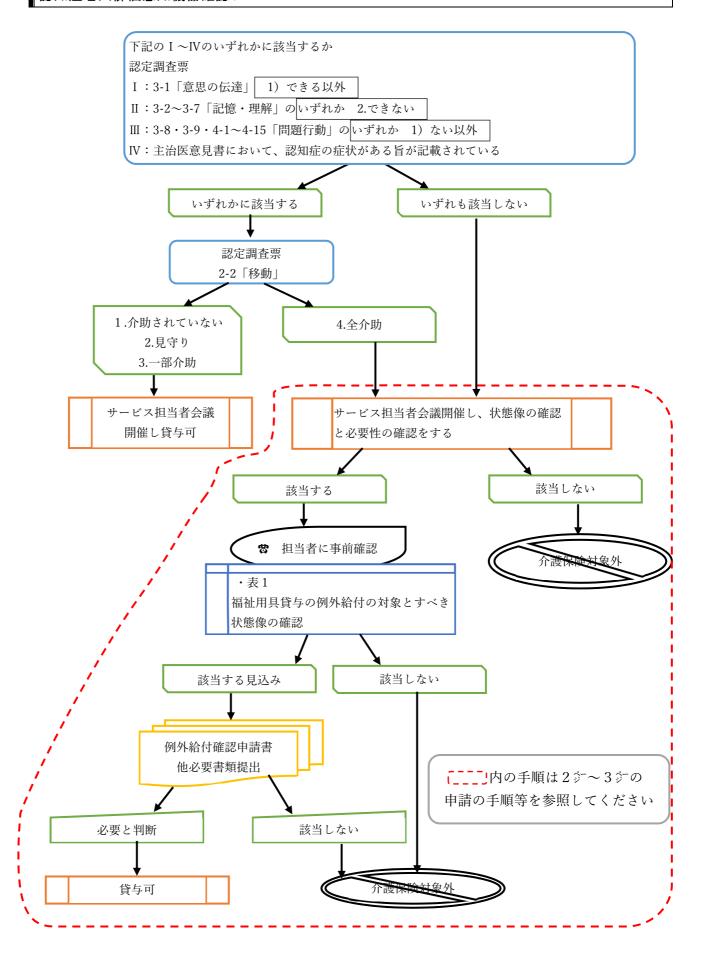
床ずれ防止用具及び体位変換器確認フロー



工. 認知症老人徘徊感知機器

貸与が認められる状態像	認定調査票の結果
◆次の <u>いずれにも</u> 該当する人	
(1) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解 いずれかに支障がある人	 下記項目のいずれかに該当 ・3-1「意思の伝達」が
(2)移動において全介助を必要としない人	2-2「移動」4. 全介助以外

認知症老人徘徊感知機器確認フロー



オ. 移動用リフト(つり具の部分を除く)

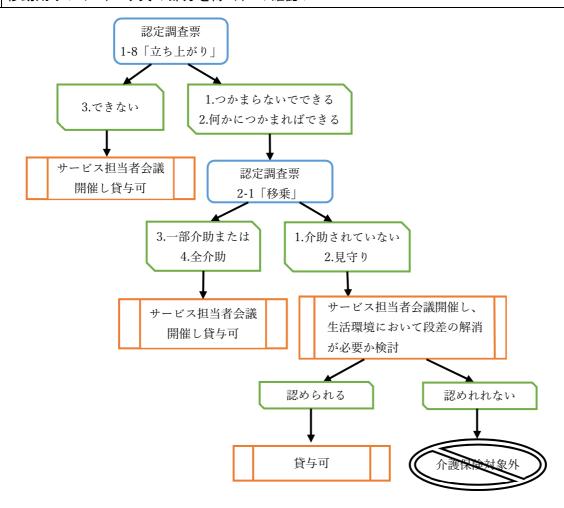
※2「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」(平成24年厚生労働省告示第95号第25号のイ)

貸与が認められる状態像	認定調査票の結果	
◆次のいずれかに該当する人		
(1) 日常的に立ち上がりが困難な人	1-8「立ち上がり」3. できない	
(2) 移乗が一部介助または全介助を必要とする人	2-1「移乗」3.一部介助または4.全介助	
(3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる人	主治医の意見をふまえつつ、サービス担当者会議を通じた適切 なケアマネジメントを通じてケアマネジャーが判断する	

「生活環境」における「段差」とは家屋等の物理的な段差を示しており、移動用のリフトのうち段差解消機に分類される物を使用する場合を想定した状態像です。

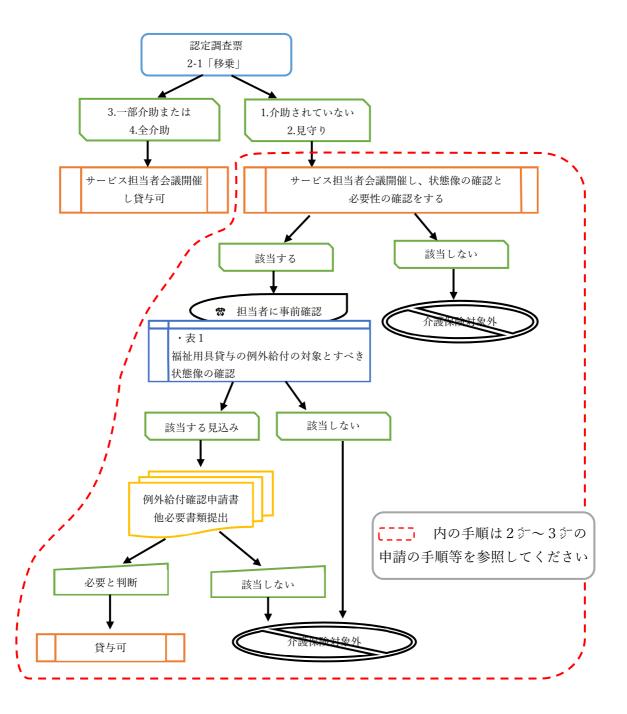
よって、立ち上がり動作の補助を目的とした「昇降座椅子」の使用について、表 1 「福祉 用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像確認表」にあてはめ、ケアマネジメントによって 使用の判断をすることは適当ではありません。

移動用リフト(つり具の部分を除く)の確認フロー



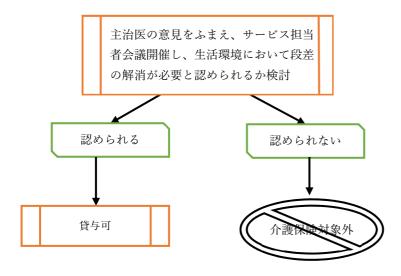
昇降座椅子の確認フロー

Ī	貸与が認められる状態像	認定調査票の結果
	◆次に該当する人	
	(2) 移乗が一部介助または全介助を必要とする人	2-1「移乗」3.一部介助または4.全介助



段差解消機の確認フロー

貸与が認められる状態像	認定調査票の結果
◆次に該当する人	
(3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる人	主治医の意見をふまえつつ、サービス担当者会議を通じた適切 なケアマネジメントを通じてケアマネジャーが判断する

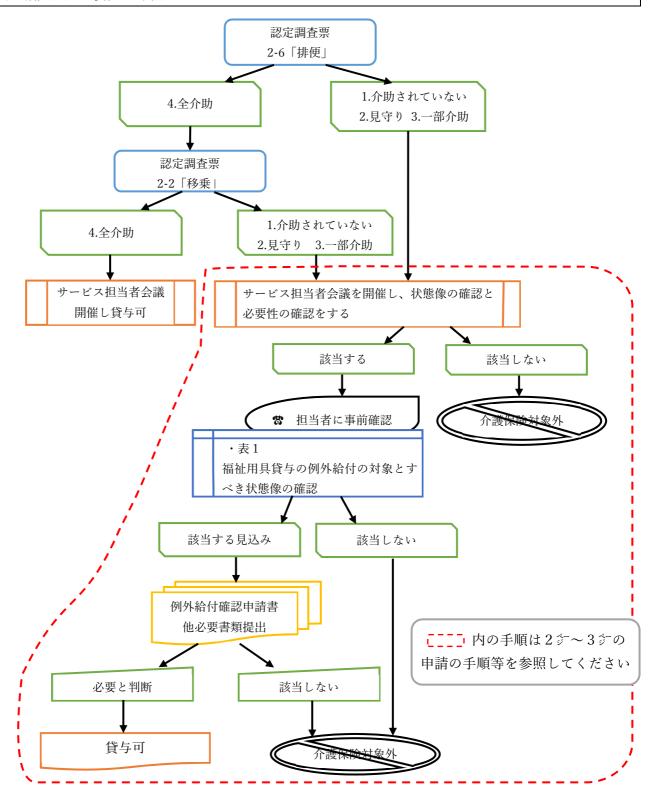


カ. 自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引するものを除く)

※2「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」(平成24年厚生労働省告示第95号第25号のイ)

貸与が認められる状態像	認定調査票の結果
◆次のいずれかに該当する人	
(1) 排便が全介助を必要とする人	2-6「排便」4. 全介助
(2) 移乗が全介助を必要とする人	2-2「「移乗」4. 全介助

自動排泄処理装置の確認フロー



6. 必要性の検証

「貸与が認められる状態像」に該当している、または「福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像」に該当している、または「介護保険 福祉用具貸与の例外給付確認申請書」を提出し例外給付が必要と判断された場合でも、<u>モニタリング等を通じて福祉用具貸与の必要性を見直し、適宜アセスメント</u>を実施するなどして、適正な福祉用具貸与の算定を実施してください。

- ・福祉用具貸与の実施後はモニタリング等によって必要性を見直し、ケアマネジメントの結果、貸与 が不要となれば貸与を中止してください
- ・福祉用具の種目変更が必要な場合は、再度当該種目の貸与が認められる状態像に該当するか確認し、 必要であれば、軽度者の例外給付貸与確認申請手順に沿って必要書類を再度提出してください
- ・介護保険の更新申請、区分変更申請等の手続きをした際には、改めて状態に該当するか、福祉用具 の貸与が必要か等確認してください

7. 参考通知等

通知/日付	通知内容
介護保険最新情報 Vol.42 (平成 20 年 9 月 1 日)	「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、 居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要す る費用の額の算定に関する基準の算定に伴う実施上の留意事項について」等の 一部改正について
老企第 25 号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知 (平成 11 年 9 月 17 日)	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について
介護制度改革INFOMATION Vol.80 (平成 18 年 3 月 27 日)	平成 18 年 4 月改定関係 Q & A (vol.2)
事務連絡 (平成 18 年 8 月 14 日)	福祉用具貸与費及び介護予防福祉用具貸与費の取扱い等について
事務連絡 (平成 19 年 3 月 30 日)	軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて
介護保険最新情報 Vol.170 (平成 22 年 10 月 25 日)	「末期がん等の方への福祉用具貸与の取扱い等について」

会津若松市 高齢福祉課介護保険給付グループ

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る取扱いについて 給付のための確認フロー

令和2年3月発行

a····0242-39-1247 fax···0242-39-1431